

## 福井県運転適性検査所の運営等に関する訓令

平成14年7月1日  
福井県警察本部訓令第26号

改正

平成19年3月27日本部訓令第17号 平成19年9月10日本部訓令第33号 令和元年8月28日本部訓令第25号  
令和3年11月29日本部訓令第28号 令和5年6月28日本部訓令第22号

運転適性検査所の運営等に関する訓令を次のように定める。

福井県運転適性検査所の運営等に関する訓令

運転適性検査所の運営等に関する訓令（昭和45年福井県警察本部訓令第14号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 福井県運転適性検査所（第3条―第5条）
- 第3章 適性検査の実施（第6条―第11条）
- 第4章 安全運転相談の受理（第12条・第13条）
- 第5章 適性検査結果の処理（第14条）
- 第6章 雑則（第15条・第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。）第31条第3項の規定に基づき、福井県運転適性検査所（以下「検査所」という。）の運営並びに自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に係る適性検査（以下「適性検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 所属長 福井県警察本部に所属する部長、課長、所長若しくは隊長又は警察学校長若しくは警察署長をいう。
- (2) 警察職員 福井県警察に勤務する警察官及び警察行政職員をいう。
- (3) 専門医 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第18条の4第1項、第29条の3第2項、第29条の5第1項及び第37条の2の2第1項に規定する医師をいう。
- (4) 安全運転相談 病気、身体の障がい等を有する者の運転免許の取得、高齢者その他の者で運転免許を有する者の運転の継続、運転免許証の返納等に関し、運転免許を取得しようとする者、運転免許を保有する者又はその家族等の関係者（以下「相談者」

という。)からの相談をいう。

## 第2章 福井県運転適性検査所

(検査所の分掌事務)

第3条 検査所においては、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) 細則第31条第2項各号の適性検査に関すること。
- (2) 安全運転相談に関すること。

(検査所の職員等)

第4条 検査所に検査所長、検査官その他必要な警察職員を置く。

- (1) 検査所長は、交通部運転免許課長の職にある者をもって充て、命を受け、検査所の事務を掌理し、検査所の職員を指揮監督する。
- (2) 検査官は、検査所長が適性検査に関する知識及び技能を有する者のうちから指名するものをもって充て、命を受け、検査所の事務に従事する。

(適性検査の種目)

第5条 適性検査は、次の各号に掲げる種目の一部又は全部について行うものとする。

- (1) 身体的(生理機能)適性検査
- (2) 精神医学的適性検査
- (3) 心理的(性格)適性検査

## 第3章 適性検査の実施

(適性検査の方法)

第6条 適性検査は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 第5条第1号の適性検査は、検査官が道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条第1項第1号の規定による適性試験に準じて行うものとする。
- (2) 第5条第2号の適性検査は、専門医の診断により行うものとする。
- (3) 第5条第3号の適性検査は、検査官が運転適性検査実施手引(警察庁監修)によるペーパーテスト、機器テスト又は模擬運転装置テストをそれぞれ単独で、又は併用して行うものとする。

(臨時適性検査の依頼)

第7条 検査所長は、専門医に対し、診断による臨時適性検査(細則第31条第2項第2号の臨時適性検査をいう。以下同じ。)を依頼するときは、臨時適性検査依頼書(別記様式第1号)により行うものとする。

2 検査所長は、前項の規定により臨時適性検査を依頼したときは、当該専門医から当該検査の結果を記載した診断書の提出を求めるものとする。

(申出による適性検査の実施)

第8条 検査所長は、自らの申出により、又は事業所等からの申出により適性検査を受検しようとする者がいるときは、運転適性検査受検申請書(別記様式第3号)を提出させるものとする。

2 検査所長は、前項により適性検査を実施したときは、当該適性検査の結果を運転適性検査結果通知書(別記様式第4号)により受検者に通知するものとする。

(対象者の発見及び報告)

第9条 警察職員は、臨時適性検査が必要と認められる運転者を発見したときは、必要な

資料を添えて速やかに所属長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の報告を受けたときは、臨時適性検査上申書（別記様式第5号）を作成し、関係資料を添えて、検査所長を経由して公安委員会に上申しなければならない。
- 3 検査所長は、臨時適性検査上申書を受理したときは、臨時適性検査上申書受理簿（別記様式第6号）に所定事項を記載し、受理状況及び処理状況を明らかにしておくものとする。

（臨時適性検査の通知）

第10条 検査所長は、臨時適性検査を行うときは、臨時適性検査通知簿（別記様式第7号）に所定の事項を記載し、細則第32条に規定する臨時適性検査通知書又は臨時適性検査通知書（仮運転免許）により被検査者に通知するものとする。

（診断書）

第10条の2 施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する診断書は、別に定める診断書又は同様な要件を満たすものとする。

（専門医の認定）

第10条の3 公安委員会は、福井県医師会の推薦を受けた者のうち、専門的な知識を有する者を専門医と認め、認定書（別記様式第8号）を交付するものとする。

- 2 認定期間は原則として3年とし、再認定は妨げないものとする。

（受検状況の記録）

第11条 検査所長は、臨時適性検査受検者名簿（別記様式第9号）を備え付け、臨時適性検査の受検状況を記録するものとする。

#### 第4章 安全運転相談の受理

（安全運転相談の受理）

第12条 検査所長は、安全運転相談を受理したときは、安全運転相談簿（別記様式第10号）に記録するものとする。

（安全運転相談終了書の交付）

第13条 検査所長は、前条の安全運転相談を実施した結果、公安委員会が相談者の運転免許の取得等が可能であると認める場合は、安全運転相談終了番号簿（別記様式第11号）に所定の事項を記載の上、安全運転相談終了書（別記様式第12号）を相談者に交付するものとする。

#### 第5章 適性検査結果の処理

（臨時適性検査の結果報告）

第14条 検査官は、臨時適性検査の結果を臨時適性検査実施結果報告書（別記様式第13号）により速やかに検査所長に報告しなければならない。

- 2 検査所長は、臨時適性検査の結果を、意見を付して公安委員会に報告しなければならない。
- 3 検査所長は、臨時適性検査を上申した所属長に対し、当該適性検査の結果又は経過を上申から3月以内に通報するものとする。

#### 第6章 雑則

（秘密の保持）

第15条 警察職員は、適性検査の実施の際知り得た個人の秘密及び検査の結果をみだりに

他人に漏らしてはならない。

(記録)

第16条 検査所長は、適性検査に関する業務処理状況を運転適性検査業務処理簿（別記様式第14号）に記録するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日福井県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月10日福井県警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成19年9月10日から施行する。

附 則（令和元年8月28日福井県警察本部訓令第25号）

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日福井県警察本部訓令第28号）

この訓令は、令和3年11月29日から施行する。

附 則（令和5年6月28日福井県警察本部訓令第22号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

**様式省略**